

令和3年度千葉市「食のブランド」プロモーション等業務委託 (千葉市「食のブランド化」推進事業)に係る企画提案募集要項

1 目的

千葉市食のブランド「千」並びに認定品の首都圏を中心とした一般消費者に対する認知獲得及び価値向上に向け、市内外への情報発信、認定品の販路確保、PRイベントの企画運営等、一体的なプロモーションを実施するため、専門的な知識及び経験を有する者からの提案を募集し、提案内容の総合的な審査により契約予定者を決定する。

2 委託名

令和3年度千葉市「食のブランド」プロモーション等業務委託

3 参加資格

企画提案に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 各行政機関等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 当該業務の参加期限より過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (4) 当該業務の参加期限より過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者においては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者においては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がされている者。
- (7) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続きの開始決定がなされている者でないこと。
- (8) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者でないこと。
- (9) 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納している者。
- (10) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納している者。
- (11) 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っている者。
- (12) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではない者。

4 参加資格委託業務の概要

別添「令和3年度千葉市『食のブランド』プロモーション等業務委託仕様書」のとおり。

5 委託期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日

6 委託金額

4,050,000円（消費税及び地方税相当額を含む。）を上限とする。
なお、支払は、業務完了検査後、一括払いとする。

7 履行場所

日本国内

8 参加手続き

(1) スケジュール

ア	公募開始日（参加申込、質問受付開始）	令和3年6月18日（金）
イ	質問受付期限日	6月23日（水）
ウ	質問回答日	6月25日（金）
エ	参加申込受付締切日	6月29日（火）
オ	企画提案書受付締切日	7月13日（火）
カ	プレゼンテーション審査	7月20日（火）
キ	選考結果通知	7月26日（月）
ク	業務委託契約締結	7月末を予定

(2) 質問の提出

本募集要項、仕様書等に関する質問については、次のとおり提出すること。

ア 受付期間 令和3年6月23日（水） 17時まで

イ 質問方法 下記電子メールアドレス宛に質問書（様式第4号）を提出すること。
なお、電話、FAX等、その他の方法での質問は一切受け付けない。

電子メールアドレス：nosei.EAA@city.chiba.lg.jp

ウ 回 答 千葉県ホームページに令和3年6月25日（金）17時までに掲載する。

なお、質問の内容により、事業者選定の公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

(3) 参加申込書の提出

企画提案に参加を希望する場合は、次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案参加申込書（様式第1号）

(イ) 提案者に関する調書（様式第2号）

(ウ) 誓約書（様式第3号）

(エ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(オ) 印鑑証明書（代表者印）

(カ) 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）

※発行日は申請日から3か月以内

(キ) 市町村民税又は特別区民税の滞納無証明又は納税証明書

イ 提出期限

令和3年6月29日(火)17時まで(土、日及び休日を除く9時から17時まで)
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉市経済農政局農政部農政課(千葉中央コミュニティセンター2階)

(4) 企画提案書の提出

次の書類を提出すること。なお、(イ)から(カ)の副本については、企画提案参加申込者が判明・特定できる表現を使用しないこと(連携・協力事業者等は除く)。

ア 提出書類

(ア)	企画提案書表紙(様式第5号)
(イ)	企画提案書(任意様式) a 事業委託仕様書に記載の「委託業務の内容」に基づき提案を行うこと。 b 提案においては「(3) 審査基準」に記載する「審査項目」及び「審査の着眼点」に対して、可能な限り具体的かつ詳細な説明を記載すること。
(ウ)	業務実績(任意様式) a 過去5年間における類似業務の実績を記載すること(最大3件)。 b 記載された業務実績の内容を確認できる資料、契約書等の写しを添付すること。
(エ)	業務実施体制(任意様式) 業務の目的等を踏まえ、以下の3項目を記述すること。 a 取り組み方針 b 実施体制(協力会社がある場合は明示すること) c 担当チームの特徴・強み(技術面など、特筆すべき項目を明示すること)
(オ)	工程計画(任意様式) a 提案者が想定する業務実施スケジュールを記載すること。 b 作業項目ごとに、当該作業の実施時期を明示すること。
(カ)	業務経費見積書(様式第6号) a 仕様書記載の業務を実施する上で、必要な費用を算定すること。 b 積算書の項目(内訳)は、可能な限り詳細に分類し、記載すること。 c 委託料の上限額を超える事業の提案を行う場合、超過する額については提案者の負担とすること。

イ 提出期限

令和3年7月13日(火)17時まで(土、日及び休日を除く9時から17時まで)
なお、郵送の場合は締切日に必着のこと

ウ 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号
千葉市経済農政局農政部農政課(千葉中央コミュニティセンター2階)

エ 提出方法

紙及び電子データ(Microsoft Word形式、Microsoft Excel形式、Microsoft PowerPoint形式)

又は PDF 形式) を記録した CD - ROM (又は DVD - ROM) を作成の上、提出先まで郵送又は持参にて提出すること。

オ 提出部数

紙： 8 部 (正本 1 部、副本 7 部)

電子データ： CD - ROM (又は DVD - ROM) 1 枚

(5) プレゼンテーション

次の日程にて、企画提案者の事業選考プレゼンテーションを実施する。

ア 日時

令和 3 年 7 月 2 0 日 (火) ※開始時間については後日通知する。

イ 場所

後日通知

ウ 内容

(ア) 企画提案の内容について、提出書類に基づくプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

なお、提出書類以外を用いた説明は禁止とする。

(イ) 各社プレゼンテーション 2 0 分、質疑応答 2 0 分程度。

なお、プレゼンテーションに使用するパソコン及びプロジェクターは、市が準備する。

また、プレゼンテーションに参加できる人数は、2 名までとする。

(6) 選考結果の通知

ア 通知日

令和 3 年 7 月 2 6 日 (月)

イ 通知方法

企画提案者全員へ結果通知書を郵送するとともに、市ホームページで公表する。

9 事業者選定について

(1) 選定方法

ア 事業者の選定は、千葉市「食のブランド」プロモーション等業務委託事業者選定委員会において、各企画提案者から提出された企画提案書の書面審査、プレゼンテーション及び質疑応答により聴取した企画提案内容をもとに審査を行う。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

イ 合計点数が最も高い提案者に優先交渉権を与え、その次に得点が多い提案者を次点者とする。

ただし、合計点数が全体の 6 割に達しない場合は優先交渉権者及び次点者に選定しない。

ウ 最高得点の提案者が複数あった場合は、「プレゼンテーション及び質疑応答」の評価得点の高い提案者を優先交渉権者とする。

エ ウの得点も同点の場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。

オ 企画提案参加申込者が 1 者であっても、同様の審査を行う。

(2) 審査項目等

選定に係る審査項目、審査の着眼点及び配点は、次のとおりとする。

なお、各選定委員の評価点 (1 0 0 点満点) の合計点を最終的な評価点とする。

審査項目	審査の着眼点	配点
ア 企画提案内容	小計	80
(ア) 情報発信	活用媒体、発信時期及び内容は、合理的かつ効果的か。	10
	情報へのアクセス増加に資する工夫があるか。	
(イ) プロモーションツールの作成関連業務	販促物の内容は、目的及び効果を意図した適正な物品及び数量か。	10
	写真撮影の方法及び期間は、実現可能な内容か。	
(ウ) 認定品の販売支援	提案内容は、具体的かつ現実的か。	20
	認知獲得や販売促進につながる工夫があるか。	
	認定事業者への販売までの支援方法及び内容は、円滑な販売開始が期待できる適切なものか。	
	出品する認定事業者側に過度な負担とならず、参画が期待できる内容か。	
(エ) 催事等企画運営	企画内容は、具体的かつ現実的か。	20
	認定品発表会及び認定証授与式の円滑な運営が期待できるか。	
	認定事業者への出店支援方法及び内容は、円滑な販売実施が期待できる適切なものか。	
	その他、認定品の認知獲得及び販売促進に繋がる工夫があるか。	
(オ) 持続性	「食のブランド」事業が一過性のものとならず、持続・波及することを考慮した提案内容か。	10
(カ) プレゼンテーション 質疑応答	わかりやすい説明を行っているか。 質問に対する回答は明確か。	10
イ 業務遂行能力	小計	20
(ア) 業務実績	本業務に類する事業実績や成果を有し、業務を円滑に実施するための知識及び経験を有しているか。	5
(イ) 業務実施体制	適切な人員が配置され、業務を円滑に実施するための体制を有しているか。	5
(ウ) 業務実施工程	業務スケジュールが明確であり、確実な実施が見込めるか。	5
(エ) 経費の妥当性	所要経費、算定根拠が明確に示され、合理的な内容であるか。 提案事項と比べ、事業費の積算額は妥当な内容か。	5

10 契約について

(1) 契約の締結

- ア 審査により最高得点と決定した提案者を優先交渉権者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に委託契約を締結する。
- イ 前項の交渉が不成立の場合は、順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

- ア 契約に当たっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。
- イ 契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、業務の細部について千葉市と協議を行い、業務委託仕様書を作成する。なお、協議の結果、委託業務の一部が変更となる場合がある。
- ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。
- エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

(3) 守秘義務

- 本業務を遂行する上で、知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、返却しない。
- (3) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。